

令和 2 年度の業務履行に対する評価及び意見に向けて

1 ごみ収集業務における直営と委託の連携強化

(1) 委託事業者の個別評価

- 令和 2 年度には委託化率が 6 割を超え、これまで以上に委託事業者のサービス内容の維持向上が重要度を増すことを踏まえ、業務の改善・工夫を委託事業者に促すとともに、更なる自己研鑽と市民サービス向上に向けたモチベーションアップを図るため、今年度から委託事業者を個別に評価する取組を開始した。
- 3 年間で全ての委託事業者を評価することとしており、次年度以降も引き続き、取組を進めていく。

(委託化率の推移)

	H 1 8	…	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
直営	1 2 9 台		6 0 台	6 0 台	6 0 台	6 0 台	6 0 台	6 0 台
庸車	9 2 台		5 0 台	3 9 台	3 6 台	3 0 台	2 5 台	1 9 台
委託	3 7 台		7 8 台	8 9 台	9 2 台	9 8 台	1 0 2 台	1 0 8 台
計	2 5 8 台		1 8 8 台	1 8 8 台	1 8 8 台	1 8 8 台	1 8 7 台	1 8 7 台
委託化率	2 6 %		5 0 %	5 4 %	5 5 %	5 7 %	5 9 %	6 1 %

(年度ごとの評価対象事業者)

R 2	京都かんきょう (株), (有) 大成浄美社, 大同興業 (株)
R 3	洛北運輸 (株), (有) 共栄産業, 安田産業 (株), (株) カンポ
R 4	公栄運輸 (株), (有) 関厚運輸, 京和産業 (株)

(2) 安全運転・丁寧な作業の徹底

アンケートにおいて、安全運転や丁寧な作業については概ね高い評価をいただいているが、一方で、運転が危険、作業が荒いといった厳しい声もあることから、引き続き、市民目線を意識した安全運転や収集作業の実施に向けた取組が必要である。

ア 交通事故件数

交通事故発生件数は、直近数年間と比較して減少しているものの、引き続き、安全運転に対する意識の向上を図る必要がある。なお、以下の表は、有過失の交通事故発生件数とまとめたものである。

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
直営	2 8 (1 7)	3 9 (1 9)	3 9 (2 3)	3 0 (1 9)	3 6 (1 9)	2 0 (1 4)
庸車	1	3	3	2	1	0
委託	1 4	2 1	1 8	2 2	1 6	1 3
合計	4 3 (3 2)	6 3 (4 3)	6 0 (4 4)	5 4 (4 3)	5 3 (3 6)	3 3 (2 7)

※ () 内は内数で、パッカー車のみの事故件数を示す。

※庸車・委託はパッカー車のみ。

※令和 2 年度は、令和 3 年 2 月末時点

イ 公務災害件数

公務災害の発生件数は、数年前と比較して減少傾向にあるものの、引き続き、公務災害０に向けた取組が必要である。

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
件数	4 6	3 9	5 2	4 1	2 3	3 0

※令和２年度は、令和３年２月末時点

(3) カラスによるごみの散乱対策

- ・ アンケートの自由意見において、カラスによるごみの散乱でお困りであるといった意見が多かった。
- ・ 本市では、これまでからカラス対策として防鳥用ネットの無償貸与を行っているが、令和２年度には、正しいカラス被害対策や防鳥用ネットの使用方法について記載した市民啓発チラシを作成し、市民に配布するとともに、ホームページや市民しんぶん挟み込み（令和２年１０月１５日号）に掲載するなど、周知・啓発を行った。
- ・ また、カラス等の被害に対してより効果的と考えられる防鳥用ケージについて、実際の効果や収集作業への影響、管理上の課題等を検証するモニター調査を令和２年１２月から実施している。

(4) ごみの不適正排出対策

- ・ アンケートの自由意見において、分別の不十分なおみや曜日違いのごみが排出されることにお困りであるといった意見が多かった。
- ・ 本市では、ごみの不適正排出への対策として、市民しんぶんなどでの啓発のほか、不適正シールの貼付による啓発を行っているが、一部の市民に対してはまだまだごみの分別や排出マナーに関する啓発が必要であると考えられる。
- ・ 引き続き、より分かりやすい周知・啓発に取り組んでいく必要がある。

2 資源ごみの分別及び減量の推進

- ・ 本市では、「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」（平成２２年３月策定）に基づき、令和２年度のごみ量をピーク時（平成１２年度）の８２万トンから半分以上の３９万トンまで削減することを目指し、様々な取組を実施してきた。
- ・ 近年はごみ量の減量ペースが鈍化傾向にあったが、令和２年度のごみ量は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業ごみが減少していることなどから、目標値を下回る見込みとなっている。
- ・ 令和３年３月に次期京都市循環型社会推進基本計画を策定し、２０３０（令和１２）年度にごみ量を３７万トンとする新たな目標を設定した。２Ｒ及び分別・リサイクルを徹底し、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図りながら、更なるごみの減量を推進する。

(1) ごみ分別の推進

ア まち美化事務所等による雑がみなど古紙類回収について

古紙類回収量について、資源ごみ定点での雑がみ収集の月 2 回への拡充に伴い、市収集分でみると昨年度と比較して増加する見込みであるものの、コミュニティ回収分は減少傾向である。

また、アンケートにおいて、雑がみを「燃やすごみ」として排出している割合が前年度と同じ 13% となっていることから、コミュニティ回収の利用促進など、更なる分別促進に向けた周知・啓発が必要である。

古紙類回収量 (単位：トン)

年度	回収量	市収集	拠点回収	移動式拠点回収	コミュニティ回収	計 (※2)
30	古紙類	266	906	19.6	19,816	21,007
	うち雑がみ	190	489	5.4	5,554	6,239
元	古紙類	296	1,105	18.6	18,316	19,736
	うち雑がみ	200	603	7.4	5,434	6,244
R2	古紙類	391	1,146	28.2	—	—
	うち雑がみ	232	630	13.1	—	—

※ 令和 2 年度は、令和 2 年 2 月末時点

※ 令和 2 年度のコミュニティ回収は、現在集計中。

イ 移動式拠点回収事業について

資源物の分別・リサイクルを推進するため、まち美化事務所が学校や公園など、市民の皆様の身近な場所に出向き、資源物等の回収を行う移動式拠点回収について、資源物 18 品目の回収を行う資源物回収の実施回数及び実施場所を令和 2 年 10 月から拡充し、資源物の排出機会の拡大に取り組んでいる。

なお、石油類等の有害・危険ごみ 4 品目を含んだ回収は、引き続き、2 年に 1 回、元学区単位で実施している。

(移動式拠点回収における回収実績)

年度		回数	来場者数	回収量
元	資源物及び有害・危険ごみの回収	106 回 (109 学区)	9,896 名 (約 93 名/回)	約 72 トン (約 676 kg/回)
	資源物回収	221 回 (109 学区)	7,434 名 (約 34 名/回)	約 54 トン (約 243 kg/回)
2	資源物及び有害・危険ごみの回収※	91 回 (95 学区)	9,535 名 (約 105 名/回)	約 64 トン (約 705 kg/回)
	資源物回収※	302 回 (108 学区)	14,681 名 (約 49 名/回)	約 93 トン (約 309 kg/回)

※ 令和 2 年度は、令和 2 年 2 月末時点

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、4 月～6 月は中止し、1 月以降も一部中止している。

ウ プラスチックごみの分別強化

- ・ プラスチック製容器包装の分別率は約4割で、6割が燃やすごみに出されている。また、プラスチック製容器包装として回収したうちの1割が、異物や対象ではないプラスチック製品となっている。
- ・ 国においては、家庭から排出されたプラスチック製容器包装・製品をプラスチック資源として一括回収するよう市町村に求める法案（プラスチック資源循環促進法案）を3月9日に閣議決定し、令和4年4月の施行を目指すとしている。これを受けて、本市では、令和3年度に予算案として、プラスチック製品の分別回収に向けた社会実験の実施に係る費用を計上している。

(2) ごみ減量の推進

ア 食品ロス関連事業

- ・ 燃やすごみのうち約4割（約7.0万トン）を生ごみが占めており、更にそのうちの約4割が「食品ロス」となっている。
- ・ 本市では、平成30年度から毎年10月を「食品ロス削減月間」と定め、様々な取組を毎年実施し、食品ロス削減に向けた取組に努めている。
- ・ 令和元年度の調査では、業者収集ごみを含めた「食品ロス」は、6.1万トンと推計されており、ピーク時の9.6万トンからは約40%減量しているものの、2030（令和12）年度に4.6万トンとする新たな目標に向け、市民・事業者一体となった更なる取組が必要である。

イ プラスチック関連事業

- ・ アンケートの結果、プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに関する項目では、「何もしていない」との回答は4%程度にとどまっており、プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに関する市民の意識は高いと考えられる。
- ・ アンケートの結果では、「マイバッグを携帯する」との回答が85%を超え、令和2年7月から全ての小売店でレジ袋の有料化が義務となって以降、マイバッグの利用促進については、概ね市民に浸透していると考えられる。
- ・ また、次期京都市循環型社会推進基本計画において、家庭ごみ中の飲料用ペットボトルについては、2030（令和12）年度にピーク時（2000年度）から半減（市民1人当たり年間排出量90本→45本）とする新たな目標を設定し、マイボトルの利用促進、給水スポットの拡充等の取組を推進する。

ウ リユースの促進

- ・ アンケートの結果、タンスや机など家庭から出る大型ごみの処分に関する項目では、「家族や友人などでもらい手を探す」との回答は16%、「リサイクルショップやSNSアプリ等を活用しリユースしている」との回答は10%にとどまっており、リユースに関する市民の意識は決して高いとはいえない。
- ・ 次期京都市循環型社会推進基本計画において、引っ越しや家財整理時等における積極的な民間活用を含めたリユースの促進を掲げており、今後、まだ利用できるにも関わらず廃棄されている持込ごみや大型ごみのリユースの促進に取り組んでいく。

3 ごみ収集業務の安定履行の確保

- ・ ごみ収集という業務の性質上，テレワークや時差出勤といった働き方の実践が難しい中で，市民の衛生的かつ安定的な生活の確保のため不可欠な行政サービスとして，収集体制を維持していくことが重要である。
- ・ 令和2年度の経験を活かし，感染防止及び感染拡大防止対策の一層の改善を図り，感染者発生時に備えていく。
- ・ アンケートでは，約4割の方が「使用後のマスク等をそのまま燃やすごみの指定袋に入れている」と回答されている。飛散したごみを介した収集員の感染を防ぐためにも，使用後のマスク等は，袋などで包んだうえで燃やすごみの指定袋に入れるよう，引き続き，市民しんぶんやチラシ等を活用した市民への周知・啓発に努めていく。